

更に以上の世帯に属する家族が如何なる業務に従事せるかを見るに、多くは農業に従事し次で漁獲に従事してゐる。之に次では日雇、魚行商、物品販賣等に従つてゐる。家族の従事する業務種別を多き順序に従て列挙すれば次の如し。

日雇	五	五六	農手傳	二〇
農自作	五	五三	魚行商	一九
農小作	五	五〇	物品販賣	一四
漁夫	四	四六	其他	
漁見習	四	四一		

更に彼等の家族構成に付通覧するに、左の通りにして四人の構成が最も多い。之に次ぎ三人、二人と云ふ順序である。

構成員數	世帯數	百分比	構成員數	世帯數	百分比
一	二	〇・七三	七	三六	一三・〇九
二	三九	一四・一八	八	二一	七・六四
三	四〇	一四・五五	九	九	三・〇九
四	五一	一八・五五	十	五	一・八二
五	三八	一三・八二	十一	二	〇・七三
六	三二	一二・二七	計	二七五	一〇〇・〇〇

同教育程度及信仰 漁民は教育程度低く尋常科卒業又は尋常科中途退學大部分にして全數の五六%を占め、高等小學卒業及同中途退學に至つては九%を出てない。然るに全然就學せざるものは驚くべし三五%六四に上つてゐるのである。

次に信仰の有無を見るに、概ね漁夫は何物かの信仰を有するが、就中土地柄とて日蓮宗を奉ずるものが殊

に多い、特に信仰を有せずと稱するもの三割一分あるも、これとても出漁に際しては神を祈る位の心は持合せてゐる。左に世帯主の云ふ所に基いて記すれば

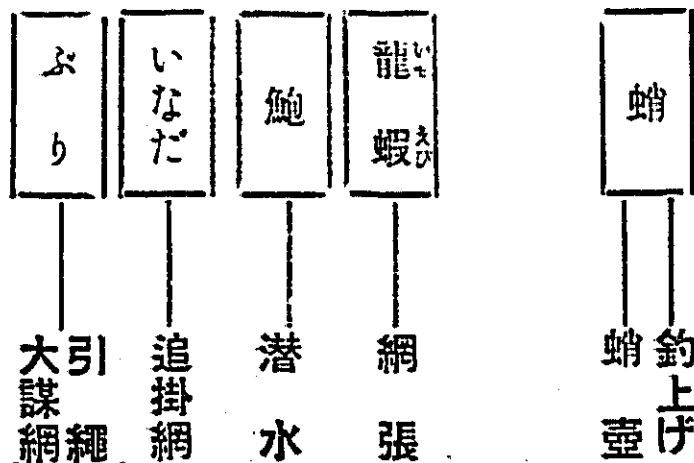
日蓮宗	三〇・五五	同不動尊	〇・三六
氏神	二五・八二	不動尊及氏神	〇・七二
不動尊	四・三六	同三峯山	〇・三六
明神	〇・三六	日蓮宗及三峯山	〇・三六
三峯神社	〇・三六	日蓮宗及二十三夜	〇・三六
大社	〇・三六	不動尊及阿彌陀	〇・三六
藥師宮	〇・三六	日蓮宗、不動尊、二十三夜	三・六四
二十三夜	一・〇九	特に禮拜するものなし	一・〇〇・〇〇
日蓮宗及氏神	一・八二	計	

第二項 四季に於ける漁期と漁獲物

漁獲には季節に依り盛衰がある。また漁獲物の種類に依り殆ど一定の時期が割されてゐる。

漁獲季節及其種別

季節	漁獲種別	まぐろ	鯖	鰹	鱈	鰻魚	秋刀魚	鮑	鰯	石あ	鯛	蛸	龍蝦	烏賊
春	三四月	〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇	〇
夏	六七八	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇	〇
秋	九十月	〇	〇〇〇	〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇	〇



釣上げ……二哩位沖にて舟より釣を下り糸に錘り及餌をつけ其下に針金の曲りたるを附し針金は底を引ずり行く蛸のかき附きたる所を手早く引上げ、二三十尋より七八十尋の深さ。餌は魚肉とす。

網張……沖にて口徑五寸位の瓶を水底に吊下げおき一兩日の後見に行き引上げ、水面には竹又は木にて浮きを附けて標識とす、廣い所にては強千個も仕掛けることあり。

潜水……船にて沖に出でるび網深さ三尋乃至二十尋位の深さの水底へ及び網を張る、一場所は五カケ位(一カケは二十一尋位、網目は三寸乃至三寸五分)、二、三海女と機械潜水……女子にして沿岸一、二町の所にて水中七、八尋の底にもぐるもの、鯨の沖にて潜水器にて水底にもぐる男潜水夫の作業とあり。

追掛網は魚群を追廻して取巻きて捕ふ、さし網の如し二三丁、(年中)引縄にて釣る。又大謀網の方法もあるも勝浦にはこれなし。

(註)

一、近來「焚火網」と稱する方法行はる、火を焚き網を張るものにて魚群を喚び集むる手段なり夜釣などにも焚火を行ふものあり。

一、大謀網は海中深き所又は沖遠く張る大規模なる漁獲方法なるも大資本を要し勝浦には存せず外房沿岸には行はる。

右に掲げたる時期及漁獲方法は悉く一定不變なものではない。例へばまぐろの如きは延縄の外に釣上げもあつて四季を通じて釣らるゝのであるが、十一月頃から翌年四月頃が好期とされてゐる。鯨釣も四月頃から始まることもある。魚によつては潮流の關係や、他の小魚を追つたり、その他の事情で突如として群來するものであるから、漁師が之を捕獲するには常時その注意を要する譯である。

前掲の漁業に従事するに當つて現に如何なる船舶が準備されてゐるかを點檢しよう。

一般漁船

		動力ヲ有セサルモノ		動力ヲ有セサルモノ		計		備考	
		噸	數	噸	數	噸	數		
遠洋漁業漁船	五噸未滿	二二	四	一七	二四	昭和四年末現在役場の調べによる			
	五噸—十噸未滿	二	一〇	四	六				
	十噸—廿噸未滿	一	七	一〇	七				
	二十噸—五十噸未滿	一	七	一〇	七				
	五十噸以上	二二	六	三八	二六				
計		二二	六	三八	二六				
近海漁業漁船	五噸未滿	二二	四	一七	二四	昭和四年末現在役場の調べによる			
	五噸—十噸未滿	二	一〇	四	六				
	十噸—廿噸未滿	一	七	一〇	七				
	二十噸—五十噸未滿	一	七	一〇	七				
	五十噸以上	二二	六	三八	二六				
計		二二	六	三八	二六				
延縄漁業及鯨釣漁業	五噸未滿	二二	四	一七	二四	昭和四年末現在役場の調べによる			
	五噸—十噸未滿	二	一〇	四	六				
	十噸—廿噸未滿	一	七	一〇	七				
	二十噸—五十噸未滿	一	七	一〇	七				
	五十噸以上	二二	六	三八	二六				
計		二二	六	三八	二六				

第三項 主なる漁獲方法概説

こゝに漁業が行はるゝ主要なる態様に付き説明し、名稱毎に内容を明かにして彼等の日常生活を知ると共にその活動の如何に陸上生活者のそれと異なるかを記述することも、決して徒爾であるまい。

一 延縄

漁獲方法中最も數に於て多いのは一延縄である。一延縄と云ふのは小船に一人乃至二人乗つて沖に漕ぎ出で隨所に漁獲するものであつて、最も簡単な漁業である。沿岸で稼ぐものもあるが都合により三海里位沖へ出るものもある。時期々々に依り漁る種類が異なるが大要左の通りである。

漁種	時期	一日稼高	月内從事日數
見突き(魚類を見て突く)	一月—三月—六月	七〇錢—一五圓	一五日—二〇日

鯖 釣	四、五月	二圓一五圓	一五日
鯉 釣	七、八、九月	五〇錢一四圓	二〇日
小鯉釣(マクロの子)	秋	二圓一五圓	
鮪 取	十二月一二月	一圓一〇圓	一五日
さより取	十二月一三月	一圓一八圓	二〇日
えび網掛け	終年(但六、七月禁漁、夏頃多し)	五〇錢一四圓	二〇日

(註) 右の外雜漁に従事する。一挺漕は不漁なる時は他漁に備はるゝことが多い、稼高は主要の見當を掲げたるのみ。

棒受網

主として鯉、ムツ等の小魚を捕ふる方法にして夏期に多く行はれ、灣内に於て夏は夜間行はる。四ツ手の大なる如き網にて漁るものにして一船に五、六人(子供を交ふ)乗込みて行ふ。

ゴチ網

巾着網の小なるものであつて、小舟二隻にて網の兩端より追ひ捲き圍みて底の袋へ追込むやり方である。一舟に六人位乗り、夏秋旺に行はる。小魚は何でも捕ふ。

巾着網

一名アケリ網と云ひゴチ網の大規模なるものである。鰯の群が襲來した時に出漁するもので、一作業に三隻の船が之に當る。船は十六馬力位各船乗組は二十人位である。一隻は曳舟で他の二隻で作業をする。漁獲物は沖で取上げて處理する。

小型發動汽船

三馬力乃至八馬力位の汽船で沿岸か又は沖合六海里以内位の處で作業をする。引繩、底繩釣の方法で小マクロ(こめじ)、鯛、さめ、女鯛を取り又はさばり釣等に従事するのである。

大型發動機船

大抵二十五馬力から百數馬力位の船で遠洋漁業に従事し、六百海里以上の遠方に行くこともある。東北地方、八丈、北海道等に出漁する鰯船なども之に屬する。さめ、かじきの突ン棒、まぐろの延繩などもこれで行はれる。

潜水作業

潜水に依る作業は裸體潜水によるものと潜水器に依るものとある。裸體潜水によるものは婦人も之に従事するも、機械潜水は男子のみ之に

従事する。數丁の沖合數尋乃至數十尋の所に於て、水中に沈下し一分乃至數分間作業し岩壁に附着する鮑貝を捕獲す。裸體潜水にありては海藻を採取するものが多い。

潜水作業は機械潜水の外本業として従事するものなく、悉く農又は漁業の片手間である。

裸體潜水に従事する者は之を海士と稱し、小舟にて沿岸又は數丁の沖合に出て水中の鮑、てんぐさ、わかめ、かじめ等を採捕するのである役場の調査による。

裸體潜水は	男	二〇	(副業)
	女	一七	(全)
機械潜水は	男	三	(本業)
計		四〇	

以上諸種の作業中此地として特に旺なるもの二、三につき其狀況を髣髴する爲め、これに付き稍詳細に左に述べる。

壯烈なる「鰹」漁業の概況

あらゆる漁業中「鰹」漁業は最も痛快壯烈なるもの、一である。この漁業は遠洋漁業であつて少くも二三里遠きは百里以上の沖合に出る、此地でも金華山沖八丈島のあたり迄出漁する。勝浦にては松部に之に従事する會社があり、鰹船數二隻を持つ。濱勝浦にも個人持二隻ある。船は四十噸、八〇馬力から百馬力位のものである。小舟をも積み行く。

この時期になると縣下の沿岸地其他から鰹漁業に従事する勞力が集中しいつもより約三百名も増加するが常である。

「鰹群の発見」に當るため時期になるさ偵察船が頻りに出動遊弋する。蓋し鰹は幾万尾といふ大群をなして游來するので、鰹群の上には多くは「黒い鳥」が之を逐うて飛んでゐるのでそれと知られる。発見はこの鳥を發見すればよいのである。

「鰹群見ゆ」この警報があるさ待ち構へてゐた漁鰹軍は直に出動、之を全獲せんとする意氣込みで出かける。天氣晴期浪高くさも敢て意をする所でない。

鰹の釣上げは壯觀極まるもので、鰹群の中に船を乗入れ左右船舷に幾十本の釣竿を出し多數の漁夫が腕を競うて釣上げる。そんな時は餌なご要らない、餌の形をした「角」を稱する牛又は鹿の角に羽毛を附したるものを絲の先につけて、殆ど停止する間もなく頻繁に釣上げる。瞬間に驚くべき大漁を得るのである。

漁夫の語る所によると鰹は幾里に亘る大群をなして規律ある共同動作を執るものであつて、よく食ふ時は全部が競つて食ふが、食はぬ時は餌が鼻先によら下つてゐても少しも食はない。又鰹群の移行は非常に速く一時間に何十海里といふ速さであるといふ。鰹群の中へ船を入れて

よく食ふ時は釣上げは非常に忙しい。數十人の漁夫が右左の舷に釣竿を差出して釣上げる様は宛然戦場のやうに頻繁に竿の高下がある。無論餌などは附せず餌の形をした角を附するのみ釣釣の先で魚を引掛けて上げるに過ぎない。船の舷からは絶えず水面へ數十條の放射水をする。それはかくするに依て海中の鯉に好餌の來れる如く意識せしめんとする欺罔手段である。漁夫の熟練なる釣上げた其反動で船の真上で鯉が釣針から放れ船中に躍り乍ら落下する様に動作する。釣竿は忙しく海中と空中との間を動いて、その都度尺餘の(又はより大なる)鯉が宙に舞うて船中に雨の如く降るのである。多數の漁夫は「トンエー」を銘々に掛聲するのでその壯快な有様は譬ふるに物もないといふ。かくして多漁の時は五千尾から一万尾に及び、船に山積して意氣揚々と大漁を信號する「フライキ」を船頭に立て、凱旋軍の如く港へ引上ぐるのである。

鰯漁業「巾着網」の概況

「鰯漁」も沖合四、五里の所まで出掛ける。以前は八挺櫓でれじり鉢巻の裸男が三十六七人も乗込んで船頭勇ましく出動したるものだが、今は發動機船になつて曳船するからさうしないやせな趣はない。現今では曳船の外に網積船二隻、時として五隻位が潮風を切つて出漁する。鰯は大量をなして游弋しその魚群數里に亘り時とし十數里に亘るこゝさすらある。之を發見するため船が沖合を探索し、更に陸上の高臺から船の行動を注視するものもある。但人の云ふ所に従へば鰯は昔は眞潮(東より西に)來たが今は逆潮(西より東に)來るやうだ云つてゐた。而して魚群は一時間に七八里も走るといふ。鰯群に對して船を左右に分ちて網を張廻して、適當の時期に網の兩端よりしぼり、網の底は巾着狀に締める。かくして沖に於て船にすくひ上げて處理するのである。巾着網即ち之れである。

まぐろ船の概況

まぐろは延縄によるものと單に釣上げによるものとある。延縄などになるさ四十噸から四十五六噸位の船で月に遠洋漁獲の二航海位やる。十一月から四月頃までが最盛期とされてゐる。船は十七八人から二十人位乗込む。二百海里から六百海里位の所で延縄を仕懸けるのであるが、六七十尋以上四百尋位の麻の大繩を四五十組位持つて出掛ける。適當の處を見計つて大繩を張廻し、それに一定の間隔を置きに細繩をさげ、細繩の先に釣針をつけ、釣針の先に餌(烏賊)をつけて水底に垂れる。大繩は所々「浮き」を附して沈まないやうになつてゐる。繩張の延長往々にして五里位つゞくこゝさもあるといふ。かうして仕懸けておいて繩の動きを見て廻り適當の時に(概ね一晩位おき)これを引上げるのである。まぐろは三尺位のものは一尾五六貫、七尺位になるさ約五十貫位はあるといふ。

第二節 漁夫の雇傭關係及利益分配制度

第一項 出漁船の組織と其職位

漁業従事者の雇傭は因襲に因り相互の口約に基くものが多い。漁繁期が來ると漁夫はその船主の下に集つてその指圖を待つことになつてゐる。而して雇傭契約に於ても證文など取交はすことは無い。彼等相互は比較的義理堅く男子意氣然諾を尊ぶといふ風がある。併し近時生活難の影響は他方よりの引拔の魔の手と相俟つて往々にして船主は「借遁げ」で一杯喰はされることもあるこのことである。

彼等の雇傭關係を明かにするに當つては先づ彼等の職務と其漁獲に於ける地位を解剖して見なければならぬ。今例を鰯漁業に取つて述べて見ると大要左の通りである。

云ふ迄もなく漁業には業主といふものがある。普通には之を船主又は網元と呼んでゐる。これが資本主である。その他は船長でも漁撈長でも沖合でも悉く使用人である。而して資本主と使用人との關係及使用人相互の關係は多少他業と趣を異にするものがあるから左に述べて見たい。概ね船主(資本主)は漁船には乗らない、稀に船主にして漁撈長を兼ねるものもあるが原則ではない。

漁船の組織を見ると鰯漁作業に於ては次の職位から成つてゐる。出漁は一組が三隻から成り、一組に於ける全乗組員數及職位は左の如し。(三隻分)

沖合	合	(總指揮官)	一	人
楫取	取	(副將)	三	人
とも櫓士		(漁獲の先鋒)	三	人
わき櫓士		(同)	三	人

漁撈の全權を握る。例へば作業位置、漁獲命令、網の張り方、船の行動等一切を指揮す。一段高い所に上り大聲叱呼して絶對權を振ふ。俗稱「親爺」さといふ。沖合の方針に副うて取かじりかじりの命に従ふ。年配信望共に一船に重んぜらるゝを要し一同を統括し激勵す。櫓を押し船を自由に操縦し、漁獲に當つては主力として活動す、網張其他漁獲の實作業に優秀なる手腕を有し時として親爺と交代する。さも櫓士を補佐して全員を協力行動す。

棹さ張はり (漁獲兼世話役)

三人

漁獲に従事するも特に港に入りし時など船の位置を定め、魚の上げ方等
昔に心を配り神合棹取其他の上陸した留守を守りて船を管理する。
昔に入港の時には棹張りが先頭に立ち棹を使ひつゝ入港したものとすいふ

水夫 (一般漁夫のこと)

若干人

上役の命に服し漁獲に従事

炊夫 (船内の炊爨に従事)

漁獲に従事するときは乗組員は其職位如何に拘はらず一齊に作業する。而して其作業の共同一致的なことは陸上の作業には到底見られぬ美しさがある。かゝる環境に置かる、彼等は平常精神的にも非團結的行動を排除する力の強いのは自然である。

鰯漁は普通三隻を以て一組をなし出漁されるのであつて、前に掲げは役割員数は三隻全體を通して見たるものである。即ち沖合は三隻の船を指揮する隊長として一組の出漁に一人しか居ない。其他の各役は一人づゝ各船に配置されてゐるのである。一般漁夫は勿論多數づゝ乗つてゐる。

鰯漁には昔は今日のやうな大規模なアグリ網でなく八田網と云ふのが使はれた。その時分には船も今日の發動機船でなく手漕ぎの八挺櫓で裸體漁夫が掛聲勇ましく沖へ漕ぎ出し、船四隻を以て八田網といふのを張り網の来るを待つたものだといふ。その時の役割の名稱が今日も残つてゐて夫々一種の地位となつてゐるのである。

以上は鰯船であるがこの職位は大體に於て鰯船にも適用されてゐる。たゞ鰯船では「沖合」と云はすして「漁撈長」と呼ばれてゐる。而して又別に二十噸以上の船には「船長」なるものがあつて船の操縦に當つてゐる。漁撈長と船長との關係は結局同位位置であるが、その漁撈方面に於ては船長は全く容喙の限りでない。漁撈長は漁獲上の必要から船の進退を圖る必要あるときは船長と合議の上に事を決してゐる。船長は漁撈の技術がなくともよいが船長免狀を有するものたるを必要とする。船長の下に機關手其他ありて船の操縦に従つてゐる。しかしかくの如く船長漁撈長の併立してゐることは往々にして不便を醸することもあるので、近來は漁撈長が船長を兼ねんとする傾向が見える。即ち漁撈長が大に勉強して船長免狀を得て、船長兼漁撈長

たらんとするものが生ずるに至つた。

大型船になると船長、機關長、漁撈長等を認むる外棹取以下は一般漁夫と同列に置き區別しないものもある。

第二項 雇傭の方法

高所より大觀した縣下の漁業勢力の出稼關係は一般事情篇に之を述べた。而して勝浦を中心とする漁業勢力の集散は概して著しくない方である。勿論前に述べたやうな漁期があつて、その人の技術に依り漁期と共に繁閑あることは申す迄もない。かゝる時漁夫は其閑期を如何にして暮してゐるかは何と多少興味ある問題である。實情につき通覽するに彼等の或るものは船主との間に親分乾分の關係を結び、漁閑期と雖も親分の家又は親分の保護の下に起居して漁具の手入、網の修理、船の保存等に從事し餘暇あらば親分の雜用に從事してゐる者も三分の一はあらう。又親分の庇護は之を受くるも近年親分の經濟的窮境に因せられて十分なる給與を受くることが出来ないため去つて近村の農家の手傳をなし、鐵道の貨物運搬人足などを稼ぐものも若干はある。更に又漁閑期は去つて他地方に出稼し又は自由勞働に従事し、漁期の始まるを待つて歸來するものも尠くない。

たゞ「沖合」「漁撈長」「棹取」などの幹部級になると殆ど總て船主と密接不離の關係にある。而して船主とは親分乾分であるものゝみと云つて敢て差支ない。その外にも親分乾分の關係に準じ雇傭關係の如きも一時休止するも全然解約せられずして「顔付け」となつて漁期の初まると共に繼續雇傭を默約されてゐるものも若干はある。

漁閑期と漁閑期とではその船主の下にあるものゝ差が約三百名に及ぶさうであるから、いよゝこれから漁期(主に鰯漁業)に入らうとする際になると、此三百名が或は他地方より、或は此地方の他業より、或は一挺漕漁業等より轉入して來るものである。而して前記の親分乾分の關係にある者や、顔付けの常傭默約の者を除き、新に傭入るゝ者に付ては船主は如何なる手續に依て之を得るのであるか、即ち雇傭方法には如何なる

る機關があるかを一顧することも必要である。

かうした漁業勢力の雇入れを決する機關として船主はその配下に「雇頭」(雇入世話人)なるものを豫定してゐる。この雇頭には概ね船主の乾分たる漁撈長、沖合、楫取などが之に當つてゐる。これ等の幹旋に依て需要勢力が吸収さるゝのであるが、一方漁期を熟知してゐる漁夫等は自然に集合して漁撈の勢力はこゝに充足されるのである。此地には未だ職業紹介所も出来てゐない。而して未だ曾て此種勢力の需給に職業紹介機關の利用されたことはないといふことである。

定給制度 次に彼等の賃銀に付て探聞するに、前にも掲げたやうに職位の輕重があるから等しく漁撈に従事するものも賃銀の額は一樣でない。その行はれてゐる標準を掲げると左の通り職位に依り割合が定まる。

沖合	二人分	水を張	一人強
楫取	一人半	水夫(漁夫)	一人
まぐろ	一人半	炊事夫	八分
わき櫓	一人強		

となつてゐる。而して所謂一人分とは幾何であるかといふと、これは漁種に依て一定してゐない。一人當り賃銀は

鯉 漁 期	一ヶ月	二十八圓前後 (但食費主人持)
秋刀魚漁期	同	(同)
まぐろ漁期	同	四十圓前後 (同)

と云ふ見當であるといふ。まぐろ漁の賃銀の著しく高いのはまぐろ漁は冬期嚴寒の出漁であつて、寒い上に暴風に遭ふこと多く危険率の高い上に、仕事も晝夜の作業で骨が折れる關係上希望者が概して少いので自然せり上るためである。秋刀魚の如きは夜漁あるも仕事が樂であるし、鯉は晝作業のみであるから志望者は此方面には比較的多いのである。右は固定給であるがこの額の外に總漁獲高の三分を歩合として全員平等割に支給されるし、その上に賞與として約一分を矢張り頭割りに支給されるから、一漁夫の收入としては鯉漁

に於ても月額優に四十圓乃至五十圓、まぐろ漁に於ては六十圓乃至七十圓位になるといふことである。船長機關手などは月給六七十圓で更に歩合も附くのである。

近來の傾向として概ね賃銀は一漁期何程といふ風に定めていくが多くなつた。而して乗組員は乗込みの以前に七割位の前借を受けることが多い。稀には全額の前借をする者すらある。往々にして前借したまゝ仕事を退き顔を出さず他へ雇傭さるゝといふ脱線人物も近來はあるといふことである。

定給制度は右の漁期中の食費は何れも主人持である。其代りに不就業や怠病は日割で給與から容捨なく差引かれるのである。この賃銀支給方法の外に定給を置かず漁獲高に依て利益を分配しようとする賃銀制度がある。所謂「デボ勘定」なるもの即ち是れである。

デボ勘定 デボ勘定といふのは定給によらぬ利益分配の制度である。當初から當事者の契約に依り一切從事者に定給を拂はない。その代り利益が多ければ多い程多額に乗組員の收入が増すのである。その方法は漁獲高(賣上高)から總經費を差引きたる残りの純益を、船主(資本家)と漁夫(漁撈長以下の使用人)とが一定の割合を以て分配するのである。

この場合船主は船を提供してゐることは無論である。その外に船に附屬したる設備漁具一式を負擔し且つ必要なる經費の立替支出をやるのである。但し船に於ける消耗すべき費用は之を負擔しない。即ち漁獲高から差引くべき總經費と云ふ中には左の様なものが含まれてゐるのである。

動力費 (石油、重油、輕油、ボロ)	餌料費 (餌料の購入費)
機械機具の其他附屬補充修理	氷 費 (漁獲物貯藏用の氷)
食料費 (乗組員食費一切)	雜費

右の經費一切を漁獲賣上高の中から差引いた残りに付き分配が行はれるのである。

デボ勘定に於ける船主の取分は、普通五、六馬力位の船とすれば船主は漁獲賣上高の四割位、四十噸八十馬力位の大船になると六割位を取るといふ。その餘を沖合、楫取以下の漁夫が夫々割合に應じて按分するの

である。

万一漁獲買上高が總經費を償ふに足らない時は、その損耗は習慣上船主の負擔となつてゐる。今定給制度及チボ勘定の計算の公式を示すと次の通りになる。

定給制度に於ける漁夫の所得

$$\text{月給(又ハ一漁期給)} + \text{歩合} \left(\frac{\text{漁獲高}}{100} \right) + \text{賞與} \left(\frac{\text{漁獲高}}{100} \right) = \text{漁夫の所得}$$

チボ勘定に於ける漁夫の所得

$$\text{漁獲買上高} - \text{船主の所得} = \text{分配するべき利益} \quad (P)$$

$$\text{船主の所得} \dots\dots\dots P \times 0.6$$

$$\text{歩合以下の所得} \dots\dots\dots P - (P \times 0.6)$$

(註) 歩合(又ハ漁獲長)は1.5乃至2を取る其他は平等のことあり。然らざることあり。Pの額を更に乗合全人数に平等又は所定の割合により割つ。

第三項 漁業經營の實際と漁夫の所得

漁業經營の主體は船主(又は網元)であつて未だ勞資の共同經營となつてゐるものはない。船主の有する漁船及漁具を以て漁撈し漁夫の或ものは船主より定給を受け、或ものはその利益中より船主と一定の割合を以て分配を受けるに過ぎない。チボ勘定はその後者を指すのである。無論從業者に於て何等出資してゐるのでなく、隨て損失ありたる場合も何等從業員の負擔となることはない。チボ勘定は一の賃銀制度に過ぎない。漁獲物の販賣は船主の名に於て共同販賣所に委託して販賣する外、神奈川縣三崎、静岡縣焼津、東北地方の塩釜、氣仙沼、女川、東京魚市場等に直接陸揚することもある。大型機船出漁の行途は春職は鯉釣を主とし南八丈島より北金華山沖に、秋職は秋刀魚を目的とし青森縣八戸沖合より北海道根室近海にまで群を追うて南下し末期に至つては延繩に轉するのである。前項に於て漁夫の所得の大要の標準を掲げておいたが夫れ等は固より漁業の種類、漁の豊貧、經營者の方針に依り多少異なるのであつて一齊同列といふ譯ではない。依て今船主及漁夫の所得の實相を知るため左にそ

の經營の實際と損益計算の例に就て述べよう。

A 鮪漁業經營に於ける損益計算の一例

(定給の場合の一例)

時 期	自十二月一日 至翌五月十日	(此内出漁日數百十餘日とす)
船 體	四十五六噸、百五馬力	
乗 組 員	船長以下十九人	
漁 獲 物	びんが、吉切鰈、鰈、めかじき等約一万一千貫	(此價格一万二千百圓)
右の通り出漁して漁獲したとする。この場合の收入計算は		
收 入	金一万二千百圓也	總販賣高
支 出	金一万五千百七十圓也	總支出高
差引損失	金三千七十圓也	(缺損)
であつた。而してその支出の内譯なるものを見ると		
支出内譯		

油 代	四、五八五圓	販賣手数料	二一七
氷 代	四六四	雜 費	三二
餌 代	二、六九六	步 合 金	三五七
食 費	八七一	獎 勵 費	一五〇
船體修繕費	七四五	計	一五、一七〇
漁 具 費	二〇八		
船長以下給料	四、八四八		

となつてゐる。右は經營者に於て缺損の場合の例であるが、この場合でも定給制度にありては漁夫への給料は支拂ふことは無論である。

次にこの場合乗組員に幾何の金が支拂はれるかを調べると。

となつてゐる。即ち乗組員は約五ヶ月間に於て船長級は一人三八七圓、漁夫級は一人二六七圓の收入を得た譯である。これを月割にすると船長級七三圓強、漁夫級五四圓弱となる。

B 經漁業經營に於ける損益計算の一例

(サボ勘定の場合)

時 期	給料月額	一漁期計算	歩合金	獎勵金	計(一人當總收入)
自五月十一日 至八月二十日 (出漁日數六十八日)	六八	三八〇	一九	八	三八七
船 長	六八	三八〇	一九	八	三八七
機 關	六八	三八〇	一九	八	三八七
油 差 分	九	四八	一	一	四八
漁撈従事者(一人當)	四五	二四〇	一九	八	二六七

鯨、びんが等一万九千九百貫 (此價格一万六千六百圓)

此收支計算左の通り

收 入	金一万六千六百三十六圓也
支 出	金五千六百八十五圓也
差引利益金	一万九百五十二圓也

であつた。今回は大利を博した。その支出内容は

支 出 内 容	油 代	一、二五一	販賣手数料	三八四
	氷 代	一、〇五九	雜 費	四四
	餌 代	一、三三二	步 合 金	四八八
	食 費	八一八	獎 勵 費	三一九
	船體修繕費 (船主負擔)			
	漁具費 (船主負擔)			
計				五、六八五

利益分配割合

船主の得べき所得は船代、船體修繕費、漁具等を負擔することを含み左の割合である。

船主所得	分配指數 四〇	實額 五、四〇八圓
乗組員所得	同 四一	同 五、五四四圓

右に依り船主の純益を計算するに

$$5,408 \text{ 圓} - (586 + 134 + 34) = 4,653 \text{ 圓}$$

(所得) (船體修繕) (漁具費) (雜費) (純收入)

出 漁獲收入の中から船賃費、資本利子、租税等は船主に於て支拂を受するは勿論とす。

次に乗組員一人當の所得を計算するに

	分配金	歩合	獎勵金	計
船 長	二〇三	二二	八	二二三
機 關	二〇三	二二	八	二二三
油 差	二六	一	一	二六
漁撈従事者(一人當)	一三五	二二	八	一五五

(註) 分配金の算出割合は船長機關長は各一人半、油差は二分を支給し、之を控除したる殘餘を船長機關長を除きたる乗組漁撈員三十人は各一つづつを分配したるもの。

歩合金は漁獲總高の百分の三を全員平等に分配す、獎勵金は百分の二弱を平等分配したるもの。

C 秋刀魚、鯉釣、延縄漁業經營に於ける損益計算の例

(チボ勘定の場合)

時 期	自八月二十一日 至十一月三十日 (出漁六十六日)
船 體	三十噸、八十馬力
乗 組 員	船長以下三十一人
漁 獲 物	さんま、鯉、吉切鯨等八千七百八十一貫 (此價格六千二百九十五圓)

此收支計算左の通り

收入	金六千二百九十五圓
支出	金四千五百四十一圓
差引利益	千七百五十三圓

販賣手数料	一五四
獎勵費	二六一
雜費	一〇
計	四、五四一

この漁期は不漁であつたため歩合金は計上しない。

利益分配

利益の分配割合は左の如し。

船主	分配指数	四八	九六七圓
乗組員	同	三九	七八六圓

船主の損益を計算すれば

$$967 \text{ 圓} - (509 \text{ 圓} + 103 \text{ 圓} + 1,156 \text{ 圓}) = -801 \text{ 圓}$$

(所得) (船主所得) (乗組員) (船主) (乗組員)

となる。右の式中にある貸越金とは此漁期に於て漁獲甚だ少く漁夫の所得尠きを以て船主より貸出名義にて給金の補給を爲したる次第である、船主は事實上之を斷ることを得ざる立場にある、而して又此貸金は殆ど悉く貸倒れとなるを例とす、而も之れあるが爲に漁夫は他船に走ることを遠慮するものにして船主は又自船に彼等を引留むる口實となすものである。尤も他日大漁の時などに徐々入金せしむることがある。これを稱して「下り」又は「さがり」と稱へる。

次に乗組員の分配關係左の如し。

分配金	獎勵金	計
-----	-----	---

船長 (一人半)	三七 ^圓	八 ^圓	四五 ^圓
機長 (一人半)	三七 ^圓	八 ^圓	四五 ^圓
油差 (二分)	五	一	五
漁夫 (一人當)	二六	八	三五
計 (總人員三十一人分)	七八六	二六一	一、〇四七

(註) 此期は殊の外不漁にして漁夫の所得は二ヶ月間に三十五圓を稼きたるに過ぎず、即ち月當十七圓餘となる。其窮狀は察することが出来る。

三年五月より四年十一月迄漁夫一人當所得

船	甲	乙	船
鮪	12-5.10 114日 19人 二六七圓	12-5.10 106日 16人 二七四圓	
鯉	5.11-8.20 70日 49人 八一圓	5.11-8.20 68日 41人 一五五圓	
延鯉秋	5.11-8.20 66日 34人 六〇圓	8.21-11.30 61日 31人 三五圓	
突	12-5.10 110日 10人 一九九圓	12-5.10 106日 10人 二二三圓	

定額か手勘定か

定額制度にも手勘定にも夫々長所と短所とがある。しかし概して云へば手勘定は定給に比し一步を進めたる制度と云ふを憚らない。その分配割合が妥當か否かは暫く別問題として、その形態が進歩的で合理方法であると思ふ。これを實情に適する如くより良く運用することは極めて必要のこと、思料する。大體に於

テア螺 伊 烏
計ンカ 鮑勢蝦蛸
サメ燦 蝦 賊

四、七、四、
二〇二九二
〇〇〇二五
〇〇〇〇〇

一五、
〇
〇
〇

四七、一、
五八、五、
五五、四、
〇〇 | 〇 | 〇〇

一一一
 六四二七八
 八〇六六七
 〇〇〇〇五

一、 八二〇〇	二、 四七五	二、 一三〇〇
一、 五七〇〇		一、 六二〇〇

三三 一
四二三〇五 五
| 〇〇〇〇〇 | 〇 |

四二 四 一一
五 五二
| ○ ○ | | ○ | ○ ○

秋鰈、
計刀 鯛鰈 鮪 鰯 鰺
(サシメビ)
魚鰈

二	一	四	五
二	一	一	三
六	五	八	五
八	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇

三
四 六 七 五
五 一 三 一 八 六 八 二
〇 〇 〇 五 二 八 五 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

二 四 八 六 六 〇 〇	二 二 六 〇 〇 〇 〇	一 三 五 〇 〇 〇 〇	一 三 三 七 六 〇 〇	八 二 五 〇 〇 〇	三 二 五 〇 〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------

三二	四八七七
五〇	九六一七六
〇〇	〇〇六五〇
〇〇	〇〇〇〇〇〇

四、五五	三、六二	一、五二
五〇	〇〇	〇五

二四 三一
五〇五六〇二五
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇五

食料		數量	價額
蒲鉾、鹽辛、其他	煮鹽素節	一、〇〇〇	二、〇〇〇
乾乾乾類		一、〇〇〇	八、五〇〇
計	魚油	四四〇	一一五、六三二
	肥料	一九、一〇〇	四、七二三
	(イアシ油)		一五四
	(ホシカ)		
	(アヲシ)		
	(イアシ)		

以上の數字は勝浦町に於けるものであるが、此地の縣下に於ける漁獲上の地位を知るには第一編第二章に於て述べたる縣下漁村事情一斑の記事中の漁獲量とを比較對照されたい。

猶勝浦に於ける水産業が他の産業と對比したる地位は、左に表示する生産總價格の比較に依つて諒知され度い。

農畜林水工
計
產產產產產
八二、〇九六
一、八五二
一、二四八
五、七六三
五、四六三
三、五三三
一、三六六
七、八五〇
七、八五〇

現
住
——
人 戶
當 當
一 五
一 三
一 〇

本章は漁業者の家族的生活狀態及住居狀態を本位として實地調査したる結果を輯録對比したるものであつて、漁業の戸々に就き聴取したる材料に基く最も信賴すべき數字である。漁業者の生活狀態といふも職業の動態的に變化する事象、又は家計消長等の經路を檢察したる調査ではなく、當該調査時期に於ける靜態的事實を如實に統計したものである。

漁業者の生活に關し考察するに當り之を大別して生活狀態に關する考察と、住宅狀態に關する考察との二に大別し、更に生活狀態に關する考察は之を別ちて家族生活に關するものと經濟生活に關するものとに分類した。住宅狀態に關する考察は之を別ちて家屋の構造、附屬設備に區分し、各一般構造を主として見たるものと衛生的見地に於て見たるものとに分類配列した。唯經濟生活として立體的に或期間の消長を調査し得なかつたのは此種の調査方法としては止むを得ない所である。

本章調査は前にも述べたる如く勝浦に於ける漁業者全部の調査であるから細民もあり相當生活を營んでゐる

漁業者生活状態に関する考察

家族生活に關する事項

漁業世帯及人口

〔考察〕

更に之を年齢別に集計すれば次の表に於ける如き結果を示してゐる。

(A)の第二表 年齢別男女人口

地域別	年齢
	0才
	5才
	6
	10
	11
	15
	小計
	16
	20
	21
	25
	26
	30
	31
	35
	36
	40
	41
	45
	46
	50
	51
	55
	56
	60
	小計
	61
	65
	66
	70
	71
	75
	76
	80
	81
	85
	86
	90
	91
	95
	小計
	総計

〔考察〕

〔表〕 本表に於ては年齢別に男女員數を點檢した。而してその年齢を更に三階段に集計して、十五歳までの少年少女階級、六十歳までの青壯年階級、九十五歳までの老年階級に分類して見たのであるが、此の如く分類した所以は漁村に於て勞力の分布の上から見て十五歳以下は半勞力以下、六十歳以下の青壯年は全勞力、六十歳以上は半勞力以下といふ如く考へるゝ點から此年齢に區切りの附

[illegible]

けて考察に便宜を示したのである。これに依るゝ少年少女群が全數の三七%、膏壯年群が全數の五一%、老年群が全數の一二%を占めてゐる。此意味から見て此地漁業者中全勞力の値を有するものが半分強と見て差支はあるまい。

(A)の第三表 世帯に於ける家族構成 (數字は世帯數を示す)

[illegible]

(A)の第四表 世帯に於ける性別家族構成 (数字は世帯人員を示す)

十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	家 族 排 成 人 員	地 域 男 女	墨 男 女 名 出 水 松 部 串 濱 濱 勝 浦 勝 浦 計
計一 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人			
八 二 七 一 二 七 二 四 〇 九 			
八 〇 二 三 六 三 八 八 一 九 			
二 四 四 四 〇 一 二 二 一			
二 六 三 二 五 三 一 二 			
一 五 六 六 五 四 九 四 一 七 三 八 一 一			
一 六 二 五 五 五 三 〇 一 三 一 〇 九 			
一 二 四 四 三 三 一 一 二 〇 八 三 一 八 四 五 七 〇 			
一 二 五 三 三 三 二 一 九 〇 六 三 六 四 一 九 九 八 			
一 五 五 九 一 六 二 七 一 七 			
二 二 二 二 一 五 四 七 五 〇 三 九 六 九 			
一 二 三 三 八 一 			
一 四 二 一 七 一 			
六 八 三 八 〇 四 二 八 八 三 六 〇 二			
六 七 一 二 三 八 三 九 〇 〇 六 三 六 四 〇 七 六 〇 四 一 五 三 八 			
一 三 五 二 五 八 六 五 九 九 〇 一 七 九 二 〇 一 八 二 二 九 八 九 八 二			
總 計			

〔考察〕 (A)ノ第三表第四表は家族構成を本位とし同種統計であるが、前者は世帯數を見、後者は男女別人員數を見てゐる。即ち各世帯に於ける家族構成の人員に依り區別したる地域別男女の人員分布である。

前表に依て見るに世帯數にて最も多きは四人世帯である。之に次で三人世帯、二人世帯、五人世帯の順序である。それにも拘はらず構成員數の點から見ると後表に於て、七人世帯の員數が最も多く、四人世帯之に次ぎ、五人世帯六人世帯といふ順序である。一般統計に依るに千葉縣の世帯平均人口には五人二分であるが、その平均人員を突破する六人世帯もあるといふことは如何に彼等が家族數が多いかな知られるのである。

(A)の第五表 世帯主出身地

世帯主本籍地	地域
千葉縣夷隅郡勝浦町 全勝野村 全總濱村 全豊野村 全奈川 神計城 茨縣	墨名出 waters 松部串濱濱勝浦勝浦計
三五 三一 一一 一一 一一 三六	一〇 二 一 一 一 一 六五
六四 六一 一一 一一 一一 六五	九二 一 一 一 一 九三
五七 五一 一一 一一 一一 六〇	七 一 一 一 一 九
二六五 二二三 一三三 一三一 一三五 二七五	

〔考察〕 世帯主出身地さは本籍地のこゝである。本表によるさ他地方の人は極めて少く、多くは土着の人である。他府縣より來れるものは五指を屈する程しかない。

(A)の第六表
配偶上より見たる身分の種別

[illegible]

〔考察〕

無配偶者七六七人の中未婚者は六四四人にして、全体の四七%を占め、死別及離婚は一三三人、全体の九、〇五%に過ぎず、未婚者に於ては男子三四一人女子三〇三人で男子數女子の數を超過し、死離別人員に於ては男子四一人女子八二人で女子の數男子の數を優に超過してゐる。

世帯主トノ讀柄		地域
	墨名出水松部串濱濱勝浦勝浦	
		計

世	祖	父	義	叔	夫
帶	父	父	父	伯	又
主	母	母	母	父	妻
女男	女男	女男	女男	女男	女男
三六	三六	三六	三六	三六	三六
二一	二一	二一	二一	二一	二一
六五	六五	六五	六五	六五	六五
九三	九三	九三	九三	九三	九三
五九	五九	五九	五九	五九	五九
二七	二七	二七	二七	二七	二七
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

[illegible]

(B)の第一表 地域分布別に見たる漁業種別 (世帯數)

臺	名	一	三〇	+	1	1	四	二	1	1	計
		發動機	壹丁漕	雜漁	小釣	雇漁夫兼自營雜漁	雇漁夫	雇潛水夫	漁關士船	不明	

[illegible]

(B)の第二表 世帯主の職業別に見たる家族の職業（其一）

[illegible]

(B)の第三表ノ一 世帯主職業別に見たる家族(男子)の職業 (其二)

	發動機漁業	壹丁漕	漁夫	雜漁兼漁夫	雜漁	漁船機關士	潛水夫	不明
八(七六、四八弱)	六六二一四	六三二	二八	一四	一一	一一	一一	四六五
八(六、九六弱)	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一八(一五、六五)	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
	計	計	計	計	計	計	計	計

(B)の第三表ノ二 世帯主の職業別に見たる家族(女子)の職業 (其三)

發動機	壹丁	漁簾	雜簾	漁船	潛水	不計
船	漕	夫	漁	夫	士	明
漁業	漁手傳	農作	小作	自作	小自作	日小自作
農業	農作	小作	自作	日小自作	日小自作	傳農手
養鷄	雞	雞	雞	雞	雞	雞
日	日	日	日	日	日	日
魚行	魚行	魚行	魚行	魚行	魚行	魚行
商工	商工	商工	商工	商工	商工	商工
物品	物品	物品	物品	物品	物品	物品
魚行	魚行	魚行	魚行	魚行	魚行	魚行
力	力	力	力	力	力	力
小使	小使	小使	小使	小使	小使	小使
女髮	女髮	女髮	女髮	女髮	女髮	女髮
交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
雜內	雜內	雜內	雜內	雜內	雜內	雜內
計	計	計	計	計	計	計

〔説明〕 以上「世帯主の職業別に見たる家族の職業」の其一其二其三の三表は姉妹表である。即ち其一は家族の男女を合併したるもの、其二は家族中の男子のみに關するもの、其三は同女子のみに關するものである。

三表共総行は世帯主の職業にして横行は家族の職業である。即ち家計主の職業別に分ちたる家族の職業の表示である。而して該表に載する所の數字は悉く家族の職業のみの數であつて世帯主のそれは含まない。

〔考察〕 本表中特に注目に値するは世帯主「一丁漕」なる家庭に於ては家族は

男子は 大部分漁業以外の職業へ

女子は、大部分遊藝文に熱日雇ひ、傾向を示し、世帯主「漁夫」なる家庭に於ては家族は

男子は 大部分漁業に

女子は 大部分農業に

概して家族たる男子は漁業に向ひ女子は農業に向ふといふ傾向を示してゐる。

(C) 教育程度、信仰、趣味、娛樂其他

(漁民は教育程度は概して低いが、信仰に至つては危険を犯す稼業であるだけに神佛の加護に依頼する傾向は相當著しい。特に信仰といふほどのものを持たぬものも出漁の直前直後に不動詣をする位のこととは怠らない。趣味としても何れも低級であるが深く浸る傾向がある。娯樂とても稼業上小範圍に止まつてゐる風がある。

(C)の第一表 世帯主の教育程度

世 教 育 帶 程 度	主 度	墨 出 松 串 濱 勝 計 勝 分 比	百
無 就 學	尋 常 中 途 退 學	尋 常 卒 業	高 等 小 學 中 途 退 學
高 等 卒 業	計	一〇〇、二七〇、〇五〇	五、〇一 九四一四七
		(不明二) 六九六、一三六 六九〇三五二	

〔考察〕 右表に依て見るに漁業世帯主二七五の中で無就學が三五%以上を占めてゐる。之に次ては尋常中途退學の二八%強、尋常卒業の二七%強となつてゐる。高等小學卒業に至つては五%強しかなく、而も之が最高教育程度であるのは心細い次第である。尤も此傾向は近時著しく改まりつゝあるものゝ如くだがまた農村に比し及ばざるこゝさ遠いさ云はればならぬ。

(C)の第二表

世帯主の信仰の對象

勝濱串松出墨 計勝 浦浦濱部水名				地 域	信
三〇、 五	八 四	一五 三八	一 三〇	仰 日蓮宗	
三、 八	七 一	三二 三八	一 一〇	氏神	
四、 七	一 二	一五 一一	一五	不動尊	
〇、 六	一 一	一	一	明神機	
一	一	一	一	大神宮	
一、 九	三	三	一	三峯 神社	
一	一	一	一	藥師	
一、 九	三	一	一	二十 三夜	
一、 八	五	一四	一	日蓮 宗氏神	
一	一	一	一	日蓮宗 不動尊	
一	一	一	一	日蓮宗 不動尊	
一	一	一	一	三峯山 不動尊	
一	一	一	一	日蓮宗 三峯山	
一	一	一	一	日蓮宗 二十三夜	
一	一	一	一	阿彌陀	
一	一	一	一	日蓮宗 不動尊	
三、 六	八 七	六 一五	六 七	ナシ	
一〇〇、 〇〇	二 七	六 九〇	一 三五	計	

〔考察〕 信仰の對象は土地柄だけに日蓮宗が最も多い。かうした宗派に屬するものゝ然らざるものゝある。宗派を奉するものゝ氏神、不動尊等は船乗の常として併せ禮拜を怠らない。この點は彼等の職業が信仰と密接の關係を持つ興味ある點である。人間の心は何と云つても弱い、弱い所に宗教の喰入つた著しい跡が見える。

(C)の第三表

世帯主趣味嗜好娛樂

勝濱申松出墨	地域	種別
計 勝		
浦浦濱部水名		
四 一 二 九 九 一 二 一 六		酒
五 一 一 一 六 五 五 七 六 三		煙草
一 一 七 五 一 一 一		甘味
七 一 三 〇 九 七 五 九		煙酒 草
一 一 一 一 一 一 一		甘味
一 一 八 六 一 一 一		煙甘 草味
四 一 一 一 一 三		浪煙 花節 草
二 一 一 一 一 一		浪甘 花節 味
一 一 一 一 一 一		芝煙 居 草
三 一 三 一 一 一		浪花 節
一 一 一 一 一 一		芝居
一 一 一 一 一 一		お茶
一 一 一 一 一 一		甘煙 味 草
一 一 一 一 一 一		不明
五 四 〇 四 二 二 一 一		ナシ
二 七 六 九 六 一 三 五 九 〇 三 五 二 六		計

〔考察〕 趣味を調査するにこそは比較的困難であつた。之を「好きなこと」「好きなもの」とか云うて聞くに、見るもの、食ふもの、云ふ風に解して小範圍のありふれた事しか答へない、例を擧げて訊くにその例について来る。かうした事情で食ふもの、嗜好もの、小部分に偏

(C)の第四表
漁業家族健康状態

〔考察〕

(C)の第五表

漁業世帶主健康狀態

健世	健	健
康	康	康
帶	帶	帶
狀	狀	狀
態主	態主	態主
墨	墨	墨
名	名	名
出	出	出
水	水	水
松	松	松
部	部	部
串	串	串
濱	濱	濱
濱勝	濱勝	濱勝
浦	浦	浦
勝	勝	勝
浦	浦	浦
計	計	計
二四八	二四八	二四八
九〇、一八強	九〇、一八強	九〇、一八強
一、八二弱	一、八二弱	一、八二弱
五	五	五

第二項 經濟生活に關する事項

一、資產關係

(二) 收入關係

(三) 支出關係(生計費)

四收入餘力及支出超過關係

10

(一) 資産關係　資産關係は概してあまり多額を有するものも見當らなかつた。殊に資産としても有價證券、動産等に就ては之を深く調査しなかつたから、こゝには家屋、宅地、田、畑、山林等を有するものにつき統計を取つて見たのである。

(A)表 収入階級別主なる資産の状態(数字は世帯数)

収入階級	財産種類別									
	家田	山林	家田	山林	家田	山林	家田	山林	家田	山林
100.9080706050403020101円	ノ	ス	ヲ	田	家	山	家	山	家	山
以上9989796959493929199円	ル	併	モ	有	ル	併	モ	有	ル	併
三・〇三	二	二	三	三	七	七	四	四	一	一
六・一八	七	一	一	一	二	二	五	五	一	一
一・〇五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇・三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・〇一	八	二	一	二	二	三	四	八	三	三
一・五五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇・七三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三・六三	一〇	四	一	三	四	二	三	三	一	一
〇・七五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇・七三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・八五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九・五五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・〇〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(説明)

本表に於ける上横欄の収入階級は一家全員の収入を合算したる額に基き、其額を區劃して定めたる収入階級であり、表内の数字はその収入階級に属する世帯の数を意味す。一欄内に19の如くあるは一圓より九圓までの収入階級を示す。以下之に準ず。家、宅の如く示したるは家屋、宅地の略を承知せられたし。

(考察)

漁業世帯数の三六%たる一〇〇世帯は家屋及宅地を有し、一二%は家屋、宅地、畑、田、山林を併有する者である。これ等のものを全く有せざるものは二七世帯にして全数の一〇%弱に該當する。

(二) 収入関係 収入関係(A)世帯主の収入に属するもの、(B)家族の収入に属するもの、(C)全家の収入に属するもの、三とした。

(A) 世帯主の収入に属するもの

第一表 地域別世帯主の収入

地域	世帯主収入
勝浦	5圓以下
勝浦	10 "
勝浦	15 "
勝浦	20 "
勝浦	25 "
勝浦	30 "
勝浦	35 "
勝浦	40 "
勝浦	45 "
勝浦	50 "
勝浦	55 "
勝浦	60 "
勝浦	65 "
勝浦	70 "
勝浦	75 "
勝浦	80 "
勝浦	85 "
勝浦	90 "
勝浦	95 "
勝浦	100 "
勝浦	200 "
勝浦	300 "
勝浦	400 "
勝浦	500 "
勝浦	無
計	計

(考察)

本表に依るに世帯主二七五人中の六八人は収入三十圓以下である。之に次ぎ四〇人は二十五圓以下である。如何に彼等の生計が豊かならざるかを推察せらる。因に収入は一ヶ月平均収入を示す。

第二表 職業別世帯主の収入

職業別	世帯主収入
計	0
計	5圓以下
計	10 "
計	15 "
計	20 "
計	25 "
計	30 "
計	35 "
計	40 "
計	45 "
計	50 "
計	55 "
計	60 "
計	150 "
計	280 "
計	500 "
計	計

(考察) 本表は世帯主の職業別に収入額を統計したるものである。職業別に収入を對比大觀するに發動機所有漁業最も収入額高く、漁船關士之に次ぎ、一般漁夫之に次ぐ。一丁漕の如きは比較的収入額が低位に居る。また各職業に付て云へば、漁夫はその三二%までは三十圓以下二十五圓までが最も多く、二十五圓以下二十一圓までが之に次ぐ。豈丁漕では其二三%は三十圓以下二十五圓までの所である。次は二十五圓以下二十一圓までである。概して漁業の月収は平均貳拾五圓から三十圓といふが普通である。

第三表 世帯員數別世帯主の收入

拾拾九八七六五四三二一										家族 構成員	世帯主 收入
計一											
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人											
四		一					三			5圓以下	
一	三				一	一		四	二	10 "	
一	四				一	一	二	二	五	15 "	
二	八				二	三	一	一	六	20 "	
四	〇			二	二	四	七	六	五	25 "	
六	八			一	四	七	九	六	五	30 "	
三	八		一	二	一	九	四	五	九	35 "	
二	九		一	一	一	二	四	六	四	40 "	
九				二	二		四	一		45 "	
一	二		一		二	二	二	三		50 "	
二			一		一					55 "	
一					一					60 "	
										65 "	
										70 "	
										75 "	
										80 "	
										85 "	
										90 "	
										95 "	
										100 "	
三				一		一			一	200 "	
一										300 "	
										400 "	
一			一							500 "	
二		一		三		一		三	二	シナ	
八〇〇 ・五〇	九〇 ・〇〇	四〇五 ・〇〇	七四九 ・〇〇	六九〇 ・〇〇	六六八 ・〇〇	三三三 ・〇〇	三三三 ・〇〇	二六八 ・〇〇	二二八 ・〇〇	九八四 ・二七	四
三・〇〇	四・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	三・八〇	三・八〇	三・八〇	三・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇
強	強	弱	強	弱	強	強	強	弱	強	強	強
人常收入										世帯主一	

(考察) 本表は家族構成人員別に世帯主の収入額を見たのである。家族員数が多ければ多い程世帯主の収入が多額でなければ一家を支持するにこが困難となるのである。表に依るに概して多人数の世帯の主の収入の家族一人當の多きを示してゐるのは、多人数を包容する家庭の多くはその業務規模の大なるため、収入の多い爲ではないかと思ふ。

第四表 一家收入と世帯主收入との關係

拾五五圓以下	拾五五圓以下	拾五五圓以下	收入階級	世帯主收入
1	1	2	≧	無
1	1	1		5圓以下
1	2	1		10 "
2	1	1		15 "
1	1	1		20 "
1	1	1		25 "
1	1	1		30 "
1	1	1		35 "
1	1	1		40 "
1	1	1		45 "
1	1	1		50 "
1	1	1		55 "
1	1	1		60 "
1	1	1		65 "
1	1	1		70 "
1	1	1		75 "
1	1	1		80 "
1	1	1		85 "
1	1	1		90 "
1	1	1		95 "
1	1	1		100 "
1	1	1		200 "
1	1	1		300 "
1	1	1		400 "
1	1	1		500 "
3	2	2		計

(説明) 縦行各欄は収入階級を示し横行各欄は世帯主の収入を示す、収入階級は全家の収入總額を基として決定したる群であることは前諸表の通りである。

故に本表の意味は一家収入中の世帯主の収入の地位を見んごしたるものである。

(考察) 世帯主収入が一家収入の大部分を占めてゐるべきことは常識上明瞭なことであるが、果して如何なる程度まで一家經濟(収入方面)を担当し得てゐるかは頗る興味ある問題である。

本表に於て収入階級五十圓以下にありては各階級共世帯主收入がその同額階級にまで伸び得てゐるが、五十五圓以上の階級になると世帯主收入が家庭收入の全部を担當し得てゐないのを見る。例へば収入階級六十五圓の群に於ては世帯主收入が五十五圓にしか及んでゐない。即ち此程度になると世帯主の稼ぎだけでは一家を支へて行けないといふ事を意味する。又収入階級七十圓の群に於ては世帯主收入は六十圓を出てない。而もそれが唯一世帯だけしかない。本表にはそれより高い世帯主の收入は皆無である。収入階級の高い群になると世帯主の收入は却て低下してゐる。

この點から綜合して世帯主の收入は前々表に依り月二十五圓前後を彷徨し、稀に五六十圓に及ぶものもあるもそれ以上は絶對不可能であり、多數家族の世帯に於ては概ね世帯主の收入は少額なるも家族の收入を併せて一家を支持し居ることを如實に物語つてゐる。